The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	アプラグモシュネ(消極主義)と市民性 : リシュアスの法廷弁論を中心として
Author(s)	栗原, 麻子
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2007, 41, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/3940
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

アプラグモシュネ（消極主義）と市民性

――リュシアスの法廷弁論を中心として[1]――

栗原麻子

はじめに

紀元前五世紀中葉以降、アテナイ市民のなかにアプラグモシュネ（消極主義・静観主義）と呼ばれる生活心条が、あらわれてくる。政治的なものを極力回避し、私生活のなかに逃げ込み、また私生活においても係り合いをさけようとするアプラグモン（消極的・静観的）なありかたは、アテナイ民主制における一つの市民類型であった。

アプラグモシュネの反意語はポリュプラグモシュネ（過干渉・積極主義）である。公私両面にわたる市民生活においても、国家間の外交においても、消極主義と積極主義は対極に位置する。だが、それを肯定的にとらえるか否定的にとらえるかは、立場と程度によって反転しうる。否定的にとらえる場合、ポリュプラグモシュネは、国際政治においては好戦的な傾向を、内政においては裁判への過度の関与を、私生活においては、お節介を念頭において用いられた。そのような態度にたいしては「己のことをせよ」という批判が向けられることになる。「己のことをせよ」とは、ソフロシュネ（中庸）や、ヘシュキア（静穏）と結びついて、ギリシア人が伝統的に志向する生活態

度であった。

かつてアテナイにおけるアプラグモシュネについて考察したL・B・カーターは、その著書を、*The Quiet Athenian*と題した。[2] "quiet" とはギリシア語のアプラグモンにあたるが、アプラグモンなアテナイ市民といったときカーターの念頭にあったのは、(一) 民主制下のアテナイにおいて、その政治参加のメンタリティーについていけなくなった貴族層、(二) S・C・ハンフリーズが"rich quietist"と呼んだ富裕市民、[3] それに加えて、(三) 民主制の理念上政治参加を期待されながら、事実上その閑暇をもたなかった農民たちの三種類の人々であった。カーターは政治から退避しようとする人々をアプラグモンとし、政治からの逃避を旨とし、波風をたてない生活心情をアプラグモシュネすなわち消極主義と理解している。

しかしながら、民主制下での政治参加に背を向けて、政治にかかわらない生活を選ぶありかたは、アテナイ人として生まれながらも、市民としてのアイデンティティに重要性をおかない生き方であるように思われる。「観想的生活」を、その極端な現れ方としてあげることもできるだろう。カーターのいう意味で政治から逃避するアプラグモンな人々は、たしかに血筋の上ではアテナイ人であるが、この人々が、アテナイ市民としての立場に、自らの存在価値を見いだし得たかどうかは、疑わしい。

M・H・ハンセンやC・モッセによる、法廷弁論家の時代における政治指導者層の研究は、前四世紀になると、一般の人々である私人イディオテスたちとは区別されるかたちで、せいぜい通算百人強の、アクティヴな政治家層が成立していたことを明らかにしている。[4] しかしながら、市民たちがポリス政治を身近なものに感じる機会は多かった。小さな役職まで含めるならば、市民がデーモスなり中心市なりの政治に無関係であることは難しかったと考え

られる。[5] 市民たちは、どのような政治参加のありかたを穏当だと考え、政治市民からの逸脱をどのような場合にみとめていたのか。アテナイにおけるアプラグモシュネへの志向性と、市民的規範との関連性が問われるべきであろう。

たしかに喜劇や悲劇、そして哲学的著作には、カーターやハンフリーズが指摘する、市民的名誉に価値を見いださないという意味でのアプラグモシュネを見いだすことができる。しかし、ここには二つの問題が潜んでいる。第一には、そのような政治生活にたいする否定的な心情が、私的な言説はともかくとして、ポリス共同体の公論の場でも同じように許容されていたのかということである。とりわけ、法廷への関与は、民会での発言、公職への参与とならんで、市民による市政への直接的な参与の機会となっていた。政治参加にたいする抑制的な傾向の一例として、法廷におけるアプラグモシュネをめぐる言説についてとりあげ、政治人ではない一般市民（イディオテス）たちの、政治参加のメンタリティーについて考察する。結論を先取りするならば、法廷では、訴訟好きや能弁が警戒されるいっぽうで、従来いわれてきたように政治からの逃避が積極的に標榜されることはなかった。むしろ従来、政治からの逃避を標榜すると捉えられてきた弁論の話者たちは、一般市民による可能なかぎりの民主制への貢献と政治参加を主張していることがあきらかになるであろう。

第二の問題点は、ペリクレスの葬送演説において示される政治参加の理念と、法廷弁論との関係である。トゥキュディデスの描くペリクレスは、葬送演説の中で、ポリュプラグモシュネ（過干渉）をアテナイ民主制の性向を担うものとして評価する傍らで、「国事に関与しない」で私生活の中に閉じ込もる人間を、「アプラグモシュネなどというものではなく役立たず」であると激しく非難している（二・四〇）。しかしアプラグモシュネや「己のことをなす」

ことは、伝統的な徳性である「ソフロシュネ」（節制）と結びつき肯定的に用いられることも多い。公私にわたるアプラグモシュネの評価をめぐっては、アテナイ人の民衆道徳のあいだに、価値観のせめぎあいがあったとすべきであろう。本稿では、このアプラグモシュネの二面性に着目し、アテナイの公的領域において市民たちにどのようなかたちの政治参加が求められていたのかということを、市民意識の面から探っていきたい。

ペリクレスの葬送演説にみられる政治性の強調とアプラグモシュネにたいする否定的態度は、アッティカの文献のうえで例外的なものとみなされてきた。[6] それにたいして筆者は、法廷弁論にみえる市民の政治参加の理念を、ペリクレスの葬送演説にみえる市民の積極的政治参加の理想像とつきあわせることで、両者のあいだには一般市民の政治参加のありかたにたいする共通理解が見出されることを示したいと思う。

第一章　裁判嫌いのトポス

訴訟の横行にもかかわらず、あるいは横行ゆえにというべきか、アテナイ人のあいだには訴訟への忌避的な態度が蔓延していた。ドーバーは弁論における「訴訟好き」の用例を検討するなかで、訴訟好きは正義をめぐる中庸を欠いた態度とみなされていたと結論づけている。[7] たとえばイソクラテスは、公私の犯罪者のポリュプラグモシュネにたいして、弁論教師は「静かさ」をめざしておりアプラグモンの最たるものであると自認する。デモステネスは、訴訟相手が「アプラグモン」を気取っているがその実「裁判好き」であるとして、公私にわたるシュコファンテスぶりを批判している（デモステネス第四〇番弁論第三二節）。逆に第五四番弁論では話者のアプラグモンぶりが、中庸（メトリオス）と結び付けられている。アプラグモンな人は法律に無知でありだまされやすく、余暇の不足や

貧困と並んで、法律知識も不足していた（デモステネス第二一番弁論第一三七節）。そこで、弁論の話者は、敵である技能に長けた弁論家や政治家と、普通の人々を対比することで、普通の人々にたいする同情をかきたてることができた。それゆえ才長けた弁論家なのに素人ぶってみたり、相手が「恐るべき語り手」であることに注意を喚起したりしなくてはいけなかった。これをK・ドーパーは「アテナイ法廷弁論の二律背反性」と呼んでいる。

そのような弁論における作為が向けられる聴き手は陪審員であった。陪審員団を構成したのは、事前に登録された六千人の市民のなかから、各日ごとに希望者の中から抽選で選ばれた人々であった。弁論は、この人々に語りかけるべく執筆されたのである。陪審員は、少なくとも法廷での審理に自発的に参加するだけの、市民としての積極性をもちあわせていた。弁論で繰り返されるアプラグモンな立場の表明は、陪審員の共感を得ることが想定されていた。法廷弁論でアプラグモンの語が肯定的な意味で用いられるとき、アプラグモンな一般市民であるところの話者や裁判員と対比されているのは、才長けた弁論家であり政治人であり、シュコファンテスであった。それゆえ法廷で表明されるアプラグモンを、政治からの逃走とか政治的無関心と一律にうけとることは困難である。

リュシアスの法廷弁論のトポスとしてのアプラグモシュネについてとりあげたラタイナーは、リュシアスの弁論のなかに、政治参加を嫌悪する時代の雰囲気を読み取っている。[8] 先述のようにペリクレスの葬送演説はアプラグモシュネにたいして批判的であるが、それはアテナイの思潮のなかではむしろ例外に属すると受け止められてきた。[9] とくにペリクレスの死後、手工業者クレオンらの扇動的・急進的民主主義がアテナイ政治の覇権を握るなかで、ほんらい政治市民層であった富裕な貴族層が民主制から距離をとり、アプラグモシュネのなかに逃げ込んでいったとするラタイナーの理解は、アドキンスらとも共通している。[10] しかしながら、市民の国政参加に関していうなら

ば、ラタイナーが指摘するほど、ペリクレスとリュシアスのアプラグモシュネ観は対照的ではなかった可能性がある。アプラグモシュネの概念があくまで相対的なものであることを念頭におくならば、弁論にあらわれるアプラグモシュネを一律のものとしてとらえることはできないためである。

政治や裁判から距離をおこうとする市民のすがたは、前五世紀末から前四世紀はじめにかけての、リュシアスの弁論にも数多く見出される。第一七番弁論「エラトンの財産について　国庫にたいする反駁」では、冒頭、話者が弁論に熟達していないことを強調して、「おそらくあなたがたの中には、陪審員の皆さん、私が事を構えるにふさわしいほどの人物であろうと望むからには、話術においてもほかの人より、優れていてしかるべきだと思われるかもしれません。」と述べられている。第七番弁論は、民衆法廷ではなくアレオパゴス評議会でおこなわれた弁論であるが、冒頭で「以前には、望むなら、訴訟にも厄介ごと（プラグマタ）にもかかわらず静穏（ヘシュキア）な生活をおくることができるものだと思っておりました。」として、彼自身のアプラグモンな生活姿勢が示され、つづいて訴訟がそれ自体として彼を陥れるための根拠薄弱なものであることが示されている。第一二番弁論では、リュシアス自身が、それまで訴訟にかかわったことも、他人のために代筆したこともない人物として描かれている。「さて陪審員のみなさん、私はこれまで、個人的にも他のひとのためにもほかの裁判にかかわったことがありませんが、今回は事態に強いられるかたちで彼を告発することになりました。経験不足のせいで、私の兄弟と私のために告発をおこなうには不適任かつ能力に欠けるのではないかと、しばしば臆病風に吹かれもしました。にもかかわらず、あなたがたにできるかぎり簡潔に、事の発端から説明するといたしましょう。」（第三節）というのである。訴訟と無縁であるということが、主張の信憑性や人格の信頼性の問題として重要であった。[11]

リュシアスに限らず、法廷弁論には、当事者が法廷での発言に不慣れであるとか、これまで公私の訴訟にかかわったことがないとか、若年であるといった、法廷技術の未熟さを強調するトポスがある。[12] これらは、法廷で被告・原告として当事者となることが、市民＝陪審員のあいだに、その人格にたいする懐疑を呼び起こすことを回避しようとするものであろう。逆に訴訟相手については、いわゆるシュコファンテイア（告訴常習者）であるとの悪口も含め、係争相手の人生が訴訟続きであったことを示すことで、訴訟の責任を相手方に帰すことができた（リュシアス第二六番弁論第三節など）。ほかの人のことにまで首を突っ込むおせっかい気質がしばしば言及され、「自分のこと」をなすアプラグモンな姿勢と、まさに相反するものとしてのポリュプラグモシュネが問題視されている。法廷に不慣れであることを強調するトポスは、トラブルの原因を相手方のポリュプラグモシュネに求めつつ、訴訟が不回避的であったことを説得するために用いられていた。

しかし、これらのトポスは、法廷で発言することそれ自体を全面的に否定しているわけではない。現に、法廷と無縁の人生を強調しながらも、弁論の話者は当事者として法廷で発言している。被告を弁護するために用いられる場合には、それまでの人生がトラブルの少ない穏当なものであったことを示し、訴訟の原因を相手の責任に帰す効果があった。政治と無縁の生活態度はまた、後述するように、寡頭政権の支持者であったという嫌疑を避けるためにも効果的であった。

いっぽう原告が自らのアプラグモン性を主張する場合には、これまで訴訟と無縁であったこと自体が、政治的な領域や訴訟への関与の必然性を正当化する効果をもたらしている。アプラグモンな人物であっても、やむをえない場合には、訴訟当事者として弁論をおこなうことは当然のことであった。アプラグモンであることが訴訟への関与

を正当化するという論理は民衆法廷に膾炙している。「己のこと」をおこない中庸をめざすアプラグモンな生活態度は、かならずしも政治的無関心を意味していたわけではなかった。かつてカーターが *Quiet Athenian* で描いた隠遁的生活と、ポリュプラグモシュネのあいだに、一般市民の政治参加の領分があった。

第二章　役職にもとづく訴訟への関与

それでは、アプラグモンな生活心情の持ち主に、訴訟への関与を決断させるだけのやむをえない理由とはどのような事情だったのか。訴訟への関与は、市民の政治参加の一つのあり方とみることができるであろう。市民に、私に関わることのみならず、公共にかんすることがらについての告訴をみとめたのは、紀元前六世紀はじめの法制定者ソロンであったといわれている。ソロンは、「被害に遭っているもののための告訴を、何人でも欲する者にたいして可能にした」と、アリストテレスの『アテナイ人の国制』（第九章第一節）は伝えている。ソロンによる「何人でも欲する者（ホ・ブーロメノス）」による訴追の導入は、関心のある市民に、痛みを加えられている同胞市民のための訴追を許した点で、ソロンの改革のうちもっとも民主的なものとみなされている。それにもかかわらず、縁もゆかりもない他人のための裁判は、アテナイの土壌には根付かなかったようにもおもわれる。裁判への過度の関与は、他人のことに首をつっこんで根拠の薄い裁判をおこなうシュコファンテイアを招いたために、避けられる傾向にあったためであろう。裁判好きは、中庸をわきまえる、節制のある生活の対局にあるものと位置づけられ、また、裁判での弁舌に不慣れであることが、逆に節度ある生活を表すものとされていたのである。そのなかで「何人でも欲するもの」として訴訟にあたることを期待されていたのは、どのような市民たちであったのだろうか。

訴訟の動機[13]として従来強調されてきたのは私的敵意の存在であった。なるほど「友を助け、敵を害する」ことを正義とみなすギリシア人の倫理観のもとで、訴訟以前からの個人的な敵対関係は、実際上告訴の動機づけとなったであろう。しかし訴件にかかわらない敵対関係は、告訴の正当な動機とみなされなかったので、アプラグモンな人々がそれを法廷弁論で公式に主張するケースはあまりない。私的敵意から、ポリス全体にかかわることがらをあつかうような公的訴追を起こすことは、まさにポリュプラグモンな行為とみなされた。訴訟の動機が相手にたいする敵意であれポリスの利益であれ、人のことにくちばしを突っ込むことに変わりは無かったからである。

ポリュプラグモンであるとの批判を封じるためには、告訴の不回避性を説得しなくてはならなかった。私的訴追においては、和解への努力が不毛に終わったことが理由となったが、公的訴追において一般市民が主張できた動機は三点であった。

まず、事態の重大性が看過できないものであったこと。しかしそれだけでは、なぜほかならぬ当人が訴訟の当事者となるのかという説明に欠ける。[14]

それゆえアプラグモンな一般市民が公訴に関与する可能性としてはさらにつぎの二点が挙げられる。

ひとつは、被告のポリス全体にたいする加害行為によって、原告が個人的な被害を被っている場合であり、誰か特定の個人が受けた被害がポリス全体にたいする加害行為と認められ、それゆえ私的な被害感情が公共性を勝ち得る。リュシアスの弁論では先述の第一二番弁論と第一三番弁論がこれにあたる。ただしこれについては稿を改めて論じることとしたい。

いまひとつは、自分が事態にたいして、ほかの市民よりも関係性が深いことを示すことができる場合である。本

人が被害者でない場合、アプラグモンな一般市民に訴訟への関与を強いるのは、どのようなやむをえない理由であったのか。このような関心のもと、いましばらく、リュシアスの弁論におけるアプラグモシュネの扱いについてみていくことにしたい。

特定の被害者をもたず国家を直接の被害者とするような公訴において、リュシアスの法廷弁論には、告発者としての評議員の活躍が目立つ。このような人々は、評議員としての役職の立場から訴追に当たっているのである。役職を担う一般市民の姿は、トゥキュディデスの描くペリクレスの、葬送演説にも見出すことができる。ペリクレスの理解において一般市民と役人は交代可能であった。市民たちは、能力によって、あるいはたとえ貧困であっても、応分の（カタ・メロス）役職に預かる人々でもあったからである（二・四〇）。ペリクレスは、同所にさきだち、このような、ときに公職をになう一般市民を、まさに、「何人でも欲するもの」による訴追を支持する人々とみなしている（二・三七）。

リュシアス第三一番弁論『フィロン弾劾』の告発者がとったのが、そのような、時に応じて役職をあずかる一評議員の立場であった。

私はなんら私的な敵意から告発を行っているのでもなく、弁舌能力やあなた方の前で演説する習慣に突きうごかされているのでもありません。そうではなく、彼の罪の大きさと私が誓って守ろうとしている宣誓とを頼みとしているのです。［中略］私はあなた方のうち私よりも弁舌に優れている人々に彼の犯罪がもっとおおきなものであることを示していただきたいとおもいます（第二―四節）。

として、話者は告訴が、評議員宣誓にもとづく職務遂行のためのものであることを冒頭に明言している。そのうえで、自分の弁説に頼むところあってというよりも、事実の力を信じて告発にいたった、と説明するのである。我々はここで、法廷と無関係なアプラグモシュネな人生を強調する、法廷弁論のトポスにいきあたる。裁判嫌いのトポスを、われわれは単純に、カーターのように公的関心から逃避した私人の立場を公言するものと受け取ってよいのであろうか。

フィロン告発の話者による、弁舌ではなく事実に頼って告発をしたという説明は、告発が虚偽でないこと、つまりシュコファンテイアではないことを含意している。弁舌能力を否定するトポスには、同様の構造をもつものがすくなくない。フィロン告発の話者の場合には、告発をおこなっているという、まさに彼の行動そのものが、彼が、決して政治から退避するという意味でのアプラグモンではなかったことを示している。

同じくリュシアスの第二二番弁論「穀物商人告発」も同様に、一評議員が、評議会での発言の責任をとるかたちで、告発に踏み切った事例である。話者である評議員は、穀物の買占めをおこなった商人にたいして怒りのあまり評議会が死刑判決をくだそうとしたとき、その手続きの違法性を指摘し、結果的に穀物商人の肩を持つことになった。そのため、話者が穀物商人と手を組んでいるかの風評が立つ。しかし話者はもとより穀物商人の違法行為を支持しているわけではないので、身の潔白を示し発言の後始末をつけるために、正当な手続きを踏んで穀物商人を断罪すべく、告発者として弁論をおこなっている。話者が告発を決意したことは周囲の人々を驚かせた。

みなさん、多くの人々が、私が評議会に穀物商人を告発したことに驚いて、私のもとにやってきて、どれほど

彼らの有罪が確かに思われたとしても、あなたがた(陪審員)は、彼らについての弁論をおこなうものたちをシュコファンテスとみなすだろう、と述べたのです（第一節）。

とあるように、公訴をおこなうことはシュコファンテスと結び付けられる危険を伴っていたためである。しかし話者は、評議会員としての責任から、告発に踏み切った。

これらの事例は、一般市民が公的・政治的な訴訟に関与するときに、評議員職が一つのきっかけとみなされていたことを示している。ただし、そのような一般市民が裁判所のさまざまなことがらに熟達しているとすれば、それは、その人の身辺が日頃から穏やかでないことを示すことになる。それゆえ弁論に不慣れで、日頃は平穏で波風のたたない生活を好むアプラグモンであるということが、戦略上強調されなくてはならなかったのである。この人たちは、ポリス共同体のことがらにかんするスタンスが、カーターの念頭においていたようなquietなひとびととは、まったく違う。言葉の上では、おなじようにアプラグモシュネを好んだと形容できても、時に応じて政治に関与する一般市民としての立場は、政治からの退避とは、似て非なるものであったといえよう。

第三章　私事への逃避とその限界

それにたいして、リュシアスには、政治への無関心あるいは私事への逃避を正当化しているかのような弁論群がある。その最たるものが第一九番弁論で語られる、話者の父親の人生観であろう。話者の父は金銭にたいして清廉で、自分のためよりも国家のために出費し、妻として富裕の娘よりも、寡的な徳性と将軍としての指令のたしかさ

で市民の信頼あつかった将軍クセノフォンの娘を選び、娘たちの嫁ぎ先も、負担すべき嫁資の額よりも婚家の家柄を重視し、娘の再婚相手には、アリストファネスの息子ニコフェモスの息子を選んだ。ニコフェモスの父アリストファネスは将軍コノンの盟友であり外交上活躍した人物であったが、共通の友人であったコノンを信頼して、話者の父親はアリストファネスの家に娘を嫁がせたのである。しかし私財を投じて国家外交に取り組むアリストファネスと、話者の父親は、年齢も性格も違いすぎてさほど親しくは交際しなかった。話者の父親の「己のことをなす」（第一八節）生活態度のためである。息子である話者に対しても、莫大な嫁資の可能性よりも、「姻族として秩序正しく中庸を心得た人々と交わること」を選ぶようにアドバイスした。

話者も父の教えに従い、自身、当年三〇歳になるまでほかの市民とトラブルをおこすこともなく父親に逆らうこともなく、法廷にも評議会にも呼び出されることがなかった。およそ法廷で争う準備に欠けているが、自分と父親の財産を守るために敢えて弁論をおこなうというのである（第一節、一五節）。「オリュンポスの神々にかけて、陪審員の皆さん、不正にわれわれを滅ぼすことなく正しくわれわれを救ってください。寡黙ながらも生涯、自分たちが中庸で正義の人として示したものたちが、真実を語っていると信じてください。」と嘆願している。ただし話者の父親は公共奉仕を五〇年間にわたって熱心に努め、一度なりとも公職に野心を示すことはなかったが、合唱隊奉仕にも三段櫂船奉仕にも臨時戦時税にも貢献を重ね、軍事奉仕もおこなった（第五六―五八節）。義務以上の公共奉仕をおこない、調和的で節制をもって生きてきたという。公共奉仕は、アプラグモシュネの程度にかかわらず、富裕市民であれば当然果たさなくてはならない義務であった。

公共奉仕とならんで、市民の義務とされ、しばしば訴訟において、被告の弁明にもちいられるのが、軍役奉仕で

ある。これらを満たさない場合には、アプラグモシュネな生活態度は、批判の対象となった。訴訟や政治と無縁なアプラグモンな生活態度を強調するトポスが弁論の冒頭部に集中するのにたいして、末尾近くでは市民的義務を履行していることが強調されることが多い。第七番弁論では、「私は国家が要求する以上に熱心に課せられた義務をすべて果たしてきたのです」として、自身が国家にとって有益であり、したがって国家にとって、訴訟での有罪判決で失うには惜しい存在であることが強調されている。

第一九番弁論では政治人アリストファネスと、姻戚関係にありながら公職にも関心を示さずアプラグモンを貫く話者親子との姿勢が対比的に描かれていた。同弁論は被告側の弁論であり、弁論の内容も私事に汲々として公的な関心は薄弱である。カーターが *The Quiet Athenian* で焦点をあてたのは、このような隠遁的生活であった。ただし、話者は自分自身と父親を弁護するに当たって、彼らなりにポリスに貢献していることを指摘するのを忘れない。話者の父は、公職に関心を示さず、アプラグモンを貫いているが、それでも富裕市民の義務である公共奉仕と、体による奉仕である軍事奉仕はおこなってきた。それらの市民としての義務を果たしながら、それ以上の政治的関与をおこなわず私事に埋没する生活態度には、ひとつの人間類型として法廷で理解されえたのであろう。そのようなアプラグモンな人たちも、共同体とまったく無縁で存在することは肯定されにくかったのである。第二五番弁論「民主制転覆の嫌疑をめぐる弁明」では、寡頭体制支持の嫌疑によって被告人の評議員としての適切性が問われている。被告人は相手をシュコファンスと断定するとともに（第一―第三節）、一般市民と首謀者を分断する同様の戦略によって責任を逃れようとしている。ただし評議員を務めるというかたちで四百人に組み込まれたポリュストラトスの場合（後述）と異なり、第二五番弁論の被告は「四百人」政権にも加わらない、はるかに非政治的な立場にあっ

た。民主制を支持するか寡頭制を支持するかということは、そのときどきの都合に左右されるのであるという現実的な認識のもと、話者は寡頭制革命前後の転向者の例をあげ（第十、十一節）、それにたいして自分には民主政体を転覆する動機がなく、むしろ公共奉仕を熱心におこない、いざというときの備えのために民衆の歓心を買ってきたのであるという。ところが前四〇三年にふたたび寡頭制革命が起こると、彼は財産と身の安全のために市内にとどまった。このように第二五番弁論の被告は政体の選択を現実的な利害から論じようとする。なお前四〇三年の寡頭制革命の失敗後、民主制回復時の「和解」条項がそもそも、市内にとどまりながら悪事をはたらかなかった（第一六節、第二五節）一般市民たちを免責するものであったこと自体が、一般市民と政治家との区別を前提としている。しかし一般市民の側にたつ第二五番弁論の被告は、何らかの役職をめぐる適正審査で市民性を問われているのであり、市民性の証明が、そのような非政治的市民にとってすら重要であったことがうかがわれよう。被告は公共奉仕を熱心におこない、いざというときの備えとして民衆の歓心を買ってきたのであるという、非政治的な立場をとっている。しかし、被告は軍役と公共奉仕においてもポリスへ熱心に貢献しており、その限りでは積極的な市民であり続けたことを強調し（第二〇番弁論第二三節、第二五番弁論四節）、民主制下でも十分な市民性をみとめられるべきであると主張している。[15]

C・クライストは、アテナイ人のあいだに蔓延するシュコファンテスへの警戒心が「何人でも欲するもの」による訴追にたいする限界となっていたことを指摘するとともに、法廷弁論の分析を通じて、良き市民性の構成要素としての軍役と公共奉仕に焦点を当てている。[16] 共同体への関与が、弁論において「よき市民像」の必須要素であったことに疑いはないであろう。軍役や公共奉仕が市民性の条件であったことは、これら二つがしばしば、弁論でカ

リス（恩恵と、恩恵にたいする報い）の根拠とされることからも領かれる。逆にこれらを満たさないことは糾弾された。如何に政治生活に無縁であることを主張しようとする場合であっても、市民としての義務を適宜果たしていることは強調されなくてはならなかった。

それに加えて、ラタイナーが政治からの逃避を示すアプラグモシュネの事例として取り上げた人々のなかには、公職における責任を果たすかたちで、さらにより能動的な政治への関与を示した人々が見られる。

リュシアス第一六番弁論の被告マンティティオスは、ラコニア風の長髪の若者である。現行の回復民主制を支持して苦難をともにしてきたが、ほかの点では、訴訟相手の語るところに寄らず、いたって「中庸をわきまえた人生をおくってきた」。貧困のなかで姉妹に十分な嫁資を持たせ、若者仲間に交わって賭け事に興じることもなく、公私の訴訟にも無縁であって（第一二節）、「三十人」の寡頭政体に加担することもなく過ごしてきたこれまでの人生について述べた後、軍事面でのポリスへの貢献を列挙する（第一五節以下）。ただひとつマンティティオスが陪審員の不興を買うであろう経歴として心配しているのが、民会であまりにも若年のうちに発言しようとしたことである、という。しかしそれには理由があった。第一にそれは自分自身の問題について発言を余儀なくされたのであり、第二に、必要なことを、より名誉を尊ぶかたちでとりあつかったということだったと考えるのである。祖先がポリスにかかわることがらに関与し続けてきた家に生まれ、ポリスについて行動し発言しようとする人間を、陪審員もまた評価するはずであると述べられている。マンティティオスは、通常は私生活においてよき市民の義務を果たし、軍事にも貢献するばかりでなく、必要に応じてより積極的なポリスへの関与をおこなう人間像を打ち出している。

政治への不関与が強調されるのは、前四一一年と前四〇三年の寡頭制革命において表出した、寡頭的な政治活動

をおこなっていなかったことの証左としてである。マンティティオスは、前四〇三年の寡頭政権時に、彼ら一家がポントスの宮廷に滞在していたため、国政と無縁であったことを強調している。しかし彼は政治に無関心であったわけではない。必要に応じて民会で発言したことがあり、それがポリュプラグモシュネにあたらないと自己弁護している。そしていままた、彼は評議員職への適格性を問われて争っているのである。

ポリュストラトス（伝リュシアス第二〇番弁論）は、前四一一年の寡頭制革命に加担して民主制を転覆しようとした罪で有罪判決をうけ、二度目の訴訟の最中である。敗訴すれば市民権を剥奪される状況下にあって、彼の市民性を息子が擁護している。

彼が訴訟の被告となったのは、「四百人」の寡頭政権下で公職についたことから政治的立場を疑われてのことである。公職に就くほどであるから「四百人」との関係は良好であった。しかし彼は、市民権を五千人に制限せよという「四百人」の指示に従わずに、本人の希望に従って九千人を登録し、評議会を八日間で辞職し、エウボイア島のエレトリアに移ってアテナイ海軍のために尽力したのである。前四〇三年の内乱時の彼の政治的立場はあいまいであるものの、彼が法廷で提出する自己イメージは、自らの判断で公務を執行し、また辞任し、政治的立場を選び取る人物であった。ポリュストラトスの息子は、寡頭制革命の責任を、革命時の災厄の原因を作った中心人物だけでなく、彼の父親のように寡頭制下で評議会議員の公職についたものの国家を害する行動はとらなかった多くの人々に帰することができるかどうかを問うている。寡頭政治を推進した一部の政治人と、政権下の一般市民とが対比されている。評議員職は公職のひとつであり、これを政権側の人間とみなすことは、彼の告発者がおこなったように、もちろん可能であった。しかし息子はその立場をとらずに、政権にもっぱら受動的に翻弄された多くの市民

と、革命の首謀者とのあいだに挟まれた中間層の存在を浮き彫りにしていく。まず、ポリュストラトスの評議員職について息子は、

父はデーモスのことについてもあなたがた民衆のことについても気高い人物であったので、部族の人々によって選ばれたのです。部族の人々によって選ばれたということのなかに父という人物がよく示されているのですが、それなのに訴訟相手は父があなたがた民衆に善意をもってあたらなかったといって告発しているのです。

と述べ、評議員職を一般市民に指示され市民の側に帰属する存在とみなしているのである。訴訟相手側が政権下の公職者を、寡頭政権側の人物と位置づけるのにたいして、息子は政権担当者として革命の責を追うべき範囲をごく一部の中心的な役職と政権協力者に限定する。そのほかのマイナーな役職者については、民衆にたいして忠実であったかぎり責任はないとするのである（第一六節）。寡頭政権下という特殊な状況においてではあるが、この状況は、モッセらが指摘している政治人と一般市民の分離が、前四世紀中葉を待たず、すでに前五世紀末の市民意識のなかにあらわれていることを示している。

いずれにせよ「四百人」が責められるならば、五千人の国政に賛成した民会もまた同罪であるが、本当に悪いのは民会を欺いた人々であるとして、評議員もふくめた一般市民と、寡頭政権主導の少数者たちを対比しようとする。ただし、ポリュストラトスは、自らの評議員職を政権への加担とはみなさず、地区の利益の代表者として位置づけているのであって、彼のとった立場は政治的無関心とは程遠い。

寡頭政権をあからさまに批判して対立することはなかったものの、悪事に加担したり情報を提供したりはしない

という消極的な抵抗をしめした人々の民衆への誠意をどれほど認めることができるかどうかということは、おそらく同時代的にも判断の揺れる事項であったに違いない。政権加担をめぐって訴えられたポリュストラトス側は、アプラグモシュネというニッチに逃げ込むことで、無罪判決を勝ち取ろうとしている。ポリュストラトスは、評議員宣誓も市民名簿の作成も処罰を恐れてやむをえずおこなった（第一四節）というのである。しかしそのアプラグモシュネは、政治からの逃避というには主体的にすぎ、消極的ながら、市民名簿を九千人にしようとしたり評議会に八日間を除いて参加しなかったり、強いられない限り宣誓しなかったりといった、みずからの判断と主義にもとづく政治行動を伴うものであった。

それにたいして、カーターのいうところの‘quiet’なアテナイ人の極端なあらわれとして、私は、ここで、フィロンについて取り上げたいと思う（リュシアス第三〇番弁論）。フィロンは、評議員就任の資格審査で前歴を問題にされているのであるが、彼には、前四〇三年の寡頭政時に、資産をとりまとめて国外に逃げ出した経歴があった。フィロンは、民主制の危機に際して、「メトイコイ」（第九節）として他国で生きることを選んだことによって、アテナイ帰還後の公職就任を拒否され、つまるところ、市民としてのアイデンティティを拒否されようとしているのだった。話者はフィロンのような立場のものを、「出自において市民であるもの」とよび、「市民であるばかりでなくそれについて情熱のあるもの」から区別している。後者がポリスと利害をともにするのに対して、フィロンは、「生まれにおいては市民でありながら、どの土地であれ、生活に必要な資源のあるところが自分たちの祖国であるという考え方を」し、「ポリスの公共の苦難よりも個人の安全を重んじ」、また「自分の人生を大過なく過ごすことを、ポリスを救うためにほかの市民たちと一緒に危険を冒すことよりも良い」と考えたというのである。私事への逃避

が行き過ぎた場合には、批判の対象となった。

政治人ではない一般市民の示す共同体への参画は、クライストが強調した軍役と公共奉仕にとどまらなかったことをアプラグモシュネについての考察は示している。一般市民が政治人と隔てられ、ポリスへの積極的参与が過分のこととみなされながらも、ペリクレスが求めた応分の貢献（カタ・メロス）が、「良き市民」であるためには必要であった。アプラグモシュネへの志向性にもかかわらず、法廷では政治からの逃避が標榜されることはなかった。むしろ従来、政治からの逃避を標榜するととらえられてきた弁論の話者たちは、一般市民に可能な限りの民主制への貢献と政治参加を主張する傾向にあるのである。

第四章　二つのアプラグモシュネ

ここで、いままでの考察をまとめておきたい。たしかに、政治家層が、一般市民から分離していったといわれる紀元前四世紀には、イディオーテースに、政治から逃避するアプラグモンな無責任な態度を許す言説が、公論の場にあらわれる。しかしながら、法廷弁論家の時代をとおして、自分たちをより専門的な政治家とは区別しながらも、その限界の中で、評議員のような国家の職務に就いた場合には公訴の提起も辞さず、兵役においても財務上の責任についても積極的であるような、「中庸にたつ」ポリスへの関与のしかたを、一般の市民たちは規範としていたようにも思われるのである。

法廷弁論が描き出した、このような「中庸にたつ」市民たちの、アプラグモシュネな生き方は、じつは、ペリクレスの葬送演説にもあてはまる。ここであらためて該当箇所を引用してみよう。

同一の人間のうちに家事と国事との両方に対する配慮がそなわっており、また別の人々は、別々のことがらをなりわいとしながらも、ポリスのことを十分に判断することができる。我々のみが、国事に関与しない人間をアプラグモンではなく、役立たずとみなす〔以下略〕。（二・四〇）

とある。市民の政治参加を論じる際に、しばしば引き合いに出されるこのパッセージには、三種類の市民があらわれる。ひとつは、政治に従事する市民であり、もう一つは、私生活の必要に縛られながらも必要に応じて公共の事柄にも参与する市民であり、最後は公共に背を向けて私の事がらにのみ関わる人々であった。この第三番目の種類の市民は、「アプラグモンというのではなく役立たずである」と、ペリクレスによって批判されている。フィロンなどは第三番目の類型に当てはまるのであろう。

しかしながら、ここで私が注目したいのは、第二番目の、必要に応じて政治に参加する市民たちの存在である。政治家と「役立たず」のあいだで、ポリュプラグモシュネ（過干渉）を避け、その意味ではアプラグモシュネの生活を心がけながら、一般市民としてであれ役職においてであれ、あるいはフィロン弾劾でみたような、寡頭制下の市民的危機への対応であれ、政治的関与をいとわない市民たちの姿が、ペリクレスのこの言葉にあらわれていることは、おそらく、政治家と一般市民の、あるいはポリュプラグモシュネとアプラグモシュネの二項対立のあいだに埋もれて、あまり直視されてこなかった。[17]

紀元前四三一年に設定された、ペリクレスの演説が念頭においている市民とは、この中間に位置する人々であり、そしてこのような存在は二度の寡頭派革命を経て、リュシアスのフィロン弾劾がおこなわれた時期にあたる、アム

ネスティ後のアテナイにおいても、求められる市民像であった。さらにはデモステネス第二三番演説においても、話者はわざわざ、一般市民としての立場を強調して――ここでこの弁論の話者が若きデモステネス本人であった可能性に言及しておいてもよいだろう――、自らの告訴を正当化している。「ポリスなき生活」（アンドキデス）とはアテナイへの居住の問題ではなく、政治参加の問題、アイデンティティの問題であった。フィロンの告発者のように、政治家の数に入らず、また訴訟に従事するわけでもないが、評議員として公訴に関与するような市民類型は、政治から退避するという意味でのアプラグモンには当てはまらない。

アプラグモンは、文脈によって、つまりそれが何にたいしてアプラグモンであるのかということによって、意味のかわってくる言葉であるが、従来、法廷におけるアプラグモンの表明は、政治からの逃避と受け取られてきた。しかし、フィロン弾劾をはじめとする法廷弁論を文脈にそって検討するならば、従来三番目の意味で非政治的であると考えられてきた市民たちは、プロの政治家ではないが有用な人として民会で発言もし、評議員として公訴にも関わる生き方を提示しようとしている。この人々こそが、市民であるということをみずからのアイデンティティの一つとするほんとうのQuiet Atheniansであった。

注

（1）本稿は二〇〇三年九月に京都大学でおこなわれた国際シンポジウム Material Culture, Mentality and Historical Identity in the Ancient World での報告原稿の一部に加筆・訂正を加えたものである。

（2）L.B. Carter, *The Quiet Athenian* (Oxford, 1989).

（3）S.C. Humphreys, *Family, Women and Death* (Ann Arbor, 1993) (1st edn., 1983), 30.

(4) M.H. Hansen, 'The Athenian "Politicians," 403-322B.C.', *GRBS* 24; C. Mossé, 'Politeuomenoi et idiotai. L'affirmation d'une classe politique au IVème siècle', *REA* 86, 193-200, L. Rubinstein, 'The Athenian political perception of the idiotes,' in P. Cartledge, P. Millet, and S. von Reden (eds.), *KOSMOS* (Cambridge, 1998).

(5) R.K. Sinclair, *Democracy and Participation in Athens* (Cambridge, 1988).

(6) Victor Eherenberg, '*Polypragmosune*: a Study in Greek Politics', *JHS* 67, 46-67; D. Lateiner, 'The man who does not meddle in politics : A topos in Lysias', *CW* 72, 1-12.

(7) K. Dover, *Greek Popular Morality in the Time of Plato and Aristotle* (Oxford, 1974), IV. C. 3, ep.188.

(8) Lateiner, op. cit.

(9) Ehrenberg, op. cit, A. W. H. Adkins, 'Polupragmosune and "Minding One's Own Business": A Study in Greek Social and Political Values' *CP* 71-4 (1976), 301-327.

(10) Adkins, op. cit.

(11) リュシアスには、それ以前に書かれたとおぼしき第二〇番弁論があるから、彼が法廷戦術に無縁であったわけではない。同様の主張はほかの弁論家にもみられる。デモステネス第二五番の話者は、自らを弁論に不慣れで、政治人でもなく、ポリュプラグモン（騒ぎ屋）でもないと自己紹介している。つまり、およそ公共の政治的な領域での生活（コイノン）には不慣れな人生を送ってきた。それにもかかわらず、告訴をおこした、その理由を、公共心に発する行動と説明している。ところで、この話者はおそらくデモステネス自身であると推定されるのであって、実際にはデモステネスは弁論に不慣れでもなく政治的野心をもっていたわけである。

(12) Lys.XXVI. 3. 他 Dover, op. cit.

(13) A. Kurihara, 'Personal Enmity as a Motivation in Forensic Speeches', *CQ* 53.2 (Oxford), 464-477 参照。

(14) デモステネス第二五番弁論の話者がデモステネス本人であったとすれば、この訴訟はアプラグモンな一般市民から政治人への移行期の弁論である。個人的な関与の理由を説明せずに事態の重大性にもとづいて告訴をおこなう弁論の話者は、リュクルゴスのような名の知られた政治人の場合も含め、自分がアプラグモンであるという釈明をあまりしない。

(15) 他に Lys. III.6, XVI.18, XIX.16, XXI.19.

(16) M. R. Christ, *The Bad Citizen in Classical Athens*, Cambridge (2006).

(17) このパッセージの解釈については議論がある。アプラグモンが具体的にどのような人々を念頭においているのかが、焦点となる。Nestle, Hornblower, Ehrenberg, Adkins は「アプラグモン＝役立たず」をアクティヴな市民と二項対立的によらえている。W. Nestle, 'Apragmosyne', *Philology* lxxxi, 129-40; Simon Hornsblower, *A Commentary on Thucydides vol. I* (Oxford, 1993); Ehrenberg, op. cit.; Adkins, op. cit. しかし、政治人やポリュプラグモンと、政治から逃避する人々の間にたつ中庸の人々を描き出そうとする本稿の趣旨からすれば、そのような二項対立的な理解は受け入れがたい。その点「アプラグモン＝役立たず」がソクラテスをターゲットとしているとする Nestle の見解を批判する Dieneit が、ソクラテスの人生に政治人ではない公共への関心を見出している点で興味深い。Karl Dieneit, 'Apragmosyne', *Wiener Studien* lxvi, 94-104. また、アプラグモンとポリュプラグモンの補完性に着目する Gomme と、Rusten の論稿が、二項対立的な理解を乗り越えている。A.W.Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides*, vol.II, 121-22. J.S. Rusten, 'Two Lives or Three? Pericles on the Athenian Character (Thucydides 2. 40. 1-2)', *CQ* 35, 1985.

（文学研究科准教授）

SUMMARY

Quietism and Civic Identity in the Speeches of Lysias

Asako KURIHARA

The phrase 'quiet Athenian' belongs to L. B. Carter. When he mentioned 'quiet Athenian', he had the following three groups in his mind: aristocrats grown tired of the political participation under Athenian democracy; 'rich quietists' according to the terminology by S.C. Humphreys; and farmers without the spare time for political activities. The Greek word *apragmon* denotes such people, and *apragmosyne* is generally understood as a lifestyle of withdrawal from public and/or political affairs.

This paper will focus on *apragmosyne* toward litigation prevailing among the citizens, whom the Athenian legal system expected to initiate public suits as volunteer prosecutors. The expression of *apragmon* in the lawcourt has been taken as depicting the withdrawal of wealthy citizens from political life. Quietism is often reflected in dislike for public suits or unwillingness to be involved with litigations. However, the term *apragmon* changes its meaning depending on what is contrasted to. In the lawcourt speeches, speakers could persist in the image of quiet citizens, while speaking in public as non-professional but useful men, partaking in trials as members of the boule. Then, it will be shown that the ideology of civic participation in the Periclean Funeral Oration could be understood in harmony with lawcourt speeches despite *apragmosyne*, prevailing over the lawcourt speeches.

キーワード：アテナイ民主制，政治参加，民衆法廷，リュシアス，apragmon